

# 道路法 24 条工事

郡山市並木 1 丁目14-6 地先

## 施 工 計 画 書

( 当 初 )

平成 31 年 6月

有限会社 東栄ホ一ム

# 《 目 次 》

1. 工事概要
2. 計画工程表
3. 現場組織表（工場製作にあつては工場組織表）
4. 安全管理
5. 主要機械
6. 主要資材
7. 施工方法
8. 緊急時の体制及び対応
9. 交通管理
10. 環境対策

# 1. 工事概要

# 工事概要

- (1) 工事名

道路法 2 4 条工事
- (2) 工事場所

郡山市並木 1 丁目14-6 地先
- (3) 工期

自) 平成 31 年 6 月 日

至) 平成 31 年 8 月 日
- (4) 施工者

有限会社 東栄ホーム

住所 福島県郡山市横塚 3 丁目 4-2 7

TEL 024-943-3016
- (5) 現場代理人

近内 政高
- (6) 主任技術者

近内 政高
- (7) 工事内容

・道路法 2 4 条工事

・乗入口工 2箇所 (幅員 L=6.0m)

## 工種内訳表

[illegible]

## 2. 計画工程表



## 計 画 工 程 表

工事名 : 道路法 2 4 条工事

工 期：自平成31年 6 月 日～至平成31年 8 月 日

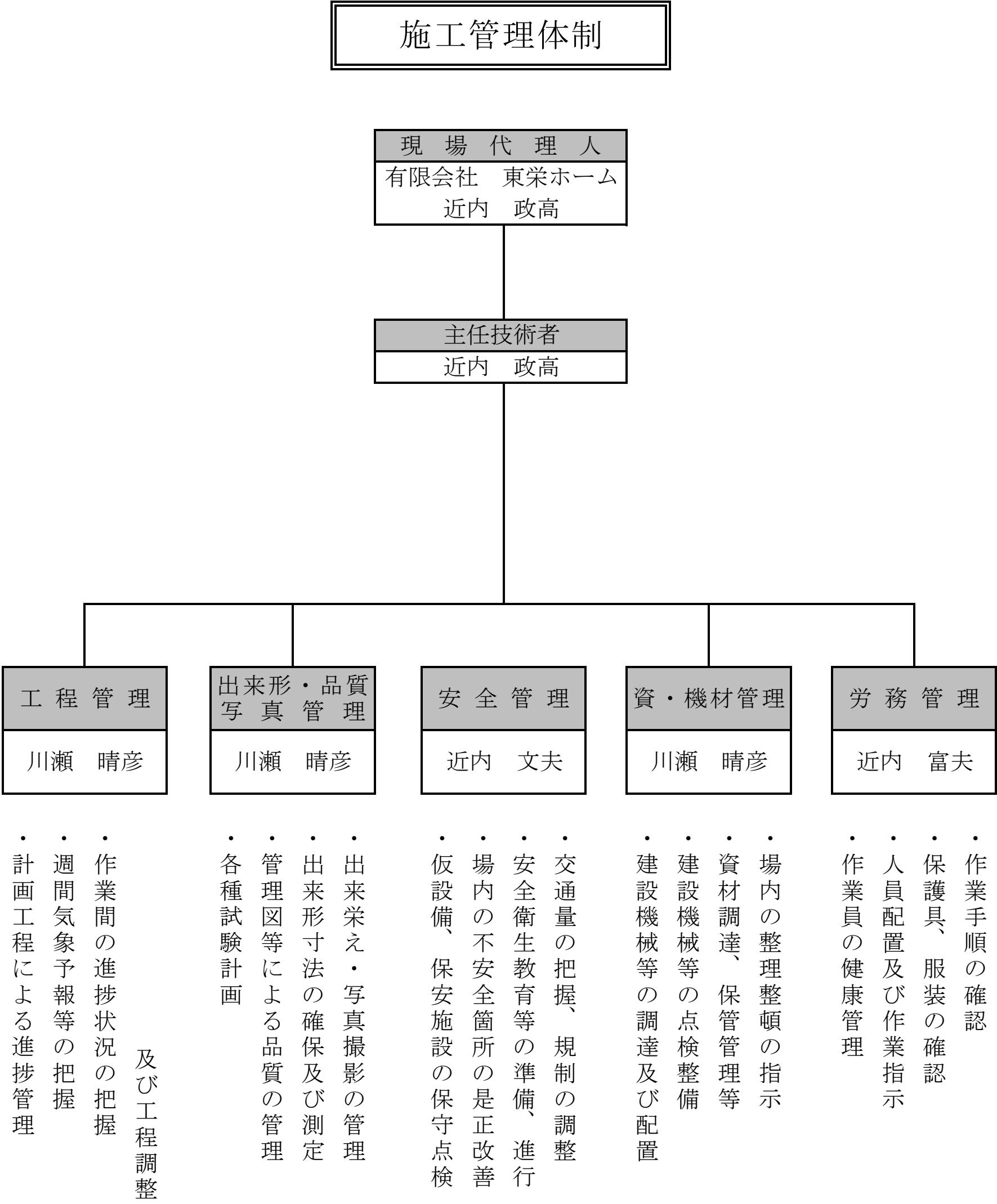
有限会社 東栄ホーム

[illegible]

### 3. 現場組織表



現場組織表



## 4. 安全管理

# 安全管理

## 1. 序文

本計画書は、道路改良工事において、無事故・無災害を達成することを目的として、労働安全衛生法等その他関連法規に基づき作成するものである。

安全は行動による実績及び結果の確認によってはじめて目的を達成するものであり、この趣旨を十分理解し、作業実施に際しては安全第一を念頭に置き、いかなる些細な作業においても、作業手順に反することの無いように真剣に作業に取り組むことが肝要である。従って、作業実施に当たっては、この計画書に基づき実行し、結果の確認を行い常に反省し、その経験を生かして作業員が一致団結し、全工期無事故・無災害の目標達成のため努力するものである。

## 2. 安全衛生管理活動

### (1) 安全衛生協議会の結成

当作業所では、安全衛生管理基本方針・安全スローガン・安全目標を達成するために、安全衛生協議会を組織結成して総括的に現場及びその周辺において安全衛生管理を遂行するものである。

### (2) 安全衛生協議会の活動

#### ① 災害防止協議会の開催

安全衛生協議会では、毎月1回作業所内で関係職員及び協力業者の代表者が参加して、災害防止協議会を開催する。

その目的は、当月における安全衛生に対する反省と、翌月における安全衛生に関する主要議題を検討・討議し、工程に適した安全活動の基本方針を作成することにある。

#### ② 安全大会の開催

安全衛生協議会では、毎月1回作業所内で現場作業関係者及び各協力業者の代表が参加して、安全大会を開催する。

その目的は、災害防止協議会で定めた安全衛生に関する目標及び工程説明等を行い、安全意識の高揚を図ることにおく。

#### ③ 安全衛生打ち合わせの開催

安全衛生協議会では、毎日1回作業所内で関係職員と各協力業者の職長が参加して、翌日の作業工程及び当日・翌日の作業における安全上の問題を討議するために打ち合わせを行う。

打ち合わせで討議された問題点は即時是正し、安全な作業環境を確保する。

#### ④ 新規入場者教育の実施

安全衛生協議会では、新規に入場する作業員に対して入場者教育を実施する。その目的は新しい現場で作業する作業員が作業場の環境や従事する仕事の内容・方法等に関して、正しい安全衛生について知ってもらうことにある。

#### ⑤ 朝礼・KYKの実施

毎日作業開始前に職長及び作業員と共に、作業打ち合わせの伝達と作業手順等の指示徹底を行い、労働災害の防止について意識の高揚を図る。

朝礼終了後に、各作業別にKYKを行い当日の危険箇所・危険作業について確認をする。

#### ⑥ 安全パトロールの実施

安全衛生協議会では、毎月1回、月末に現場関係者及び協力会社の代表による安全パトロールを実施し、不安全行動の注意及び危険箇所の改善指示を行う。

また、本社からの安全パトロールの実施については毎月2回実施する。

本社の安全パトロールは上記以外にも適宜実施する。

#### ⑦ 安全教育の実施

毎月1回、現場関係者全員参加で半日の安全教育・訓練を実施する。

##### ※ 安全教育（訓練）の実施方法

- ・安全活動のビデオ等による視覚資料による教育
- ・本工事の内容の周知徹底
- ・本工事現場において予想される事故対策
- ・災害事例研究

##### ※ 具体的な安全教育（訓練）の内容

- ・安全に関する基本的事項に関すること。
- ・重機災害防止に関すること。
- ・感電災害防止に関すること
- ・飛来落下災害防止に関すること。
- ・交通災害防止に関すること。
- ・一時的な水害対策に関すること。
- ・酸素欠乏、有毒ガス災害に関すること。

安全教育（訓練）の実施状況は写真等により記録し、報告する。

#### ⑧ その他の活動

安全衛生協議会では、必要と認めた活動を随時実施し、無事故・無災害を達成するよう努めることとする。

## 5. 主要機械

## 主要機械

本工事に使用する主な機械は下記の通りである。

[illegible]



## 6. 主要資材

## 主要資材

## 数量一覽表

No. 1

[illegible]



## 7. 施 工 方 法

## 準備工

### 1) 施工基本方針

- ・ 本工事の施工にあたっては、関係法規等を遵守し、また、設計書・設計図・標準仕様書・契約規則・特記仕様書・工事施工規定及び契約書に基づき工事を施工する。
- ・ 設計図書において、施工上明瞭でない箇所または、疑義を生じた場合は、監督員と打ち合わせの上指示により施工する。
- ・ 工事施工にあたり、工事の目的及び趣旨を深く理解し、工事完成後その目的機能が十分に達せられるように施工する。

### 2) 一般事項

#### ◎現地調査

- ・ 工事施工に先立ち、あらかじめ設計図書と現地の状況を照合し工事の施工順序、施工方法、安全管理の方法等を含めた施工計画を立て、監督員の承諾を得る。
- ・ 工事区域内に、支障となる電柱・電線・水道等がある場合は、監督員に現地立会・確認してもらい関係機関と協議し対処する。

#### ◎関係機関

- ・ 関係機関（官公庁）等への手続きについては、工事着手に先立ち道路使用等の手続きについて、すみやかに関係官公署、企業者等に届け出し、許可を受ける。
- ・ 諸法規の準拠—道路内での工事实施にあたっては、道路法道路交通法に従うとともに、道路管理者の道路占用、及び工事实施に関する協定事項ならびに道路使用許可条件を準拠する。
- ・ 同時施工工事がある場合は、発注者、他官公署、企業者間と工程・工法を協議し、工事の円滑な進捗を確保する。

#### ◎立会い

- ・ 監督員の立会い並びに検査については、施工立会い、施工状況の検査、並びに材料の検査、及び試験について、設計図書の設計表示に基づき責任をもって行うとともに、工事監督員の立会いを受け、工事を行う。ただし、立会いを得られない場合には、資料記録、記録写真等を遅滞なく提出し監督員の確認を受ける。

#### ◎資材

- ・ 工事に使用する資材については、承諾願いを提出し監督員の承諾を受けた後使用する。
- ・ 各資材の搬入は、工程に沿って随時発注し、搬入時に規格寸法を確認する。

#### ◎地域住民

- ・ 工事施工に先立ち地域住民への工事概要の説明を行い、住民の理解を得て工事に着手する。また施工区域はバリケード・トラロープ等により明示し、地域住民及び作業員が互いに区域内外に安易に立ち入らないよう対処する。
- ・ 施工中においても所定の境界を定め、施工区域以外の立ち入りについて十分注意し、隣接者等に迷惑を掛けないように施工する。
- ・ 付近住居者からの苦情及び交渉については丁寧に対応し、付近居住者と協議を必要とする事項については、監督員に申し出てその指示を得る。

### 3) 測量

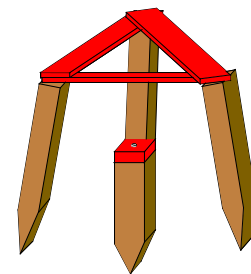
- ・ 工事施工に先立ち設計図書と図面を照合し現況測量を行い、監督員にその成果を報告し承諾を得、また、必要に応じ現地立会を受けた後着手する。
- ・ 測量器具（光波測距機、レベル、鋼巻尺等）の精度点検を工事開始前に必ず実施し、着工後も定期的に機械の点検を行い、測量の機械誤差をなくすよう十分注意し管理する。

#### ◎仮ベンチマーク設置

- ・ 監督員と協議の上、基準高の設定を行い工事に必要な箇所には仮ベンチマークを設置し、定期的に検測するとともに、適切な防護を行う。

#### ◎水準測量

- ・ 工事区間内及び、工事区間付近に設置されているベンチマークの水準測量を行い、設計図に示された値とを比較検討して測量成果を監督員に提出する。
- ・ 工事に必要な箇所にはベンチマークから水準測量を行い、仮ベンチマークを設置し、仮ベンチマークは定期的に検測するとともに、適当な防護を行う。



#### ◎中心線測量

- ・ 基準点をもとに直線及び曲線の中心線測量を行い、測点間の距離や曲線成果表との比較及び各工種の位置に相違等がないかどうか確認し、監督員に報告する。
- ・ 基準点は工事周辺の距離標（3級基準点）の成果座標で、座標値を結合多角方式で確認する。
- ・ 測量後、重要な点については控杭を設置して保護する。

#### ◎縦横断測量

- ・ 縦横断の確認を行い設計図と照合し、相違のある箇所は、監督員と協議する。
- ・ 法線を設置後、横断測量を行い図面化及び数量計算し、監督員に報告提出する。

#### ◎用地測量

- ・ 用地測量を行い設計図と照合し隣接地使用者との立会を行い、差異があれば監督員に報告する。
- ・ 基準点をもとに用地杭設置を行い官民境界を明確にし、施工にあたる。

### 4) 埋設物及び支障物の確認

- ・ 工事区間内及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して、支障を及ぼさないよう必要な措置を施し、また、支障物件については、関係官庁及び監督員に報告し、各関係官庁及び業者と協議する。
- ・ 埋設物調査は関係機関と協議を行い、現場立会等を得て試験掘り等を実施する。

## 5) 工事標識・看板、保安施設の設置

- ・ 本工事現場の実状に応じた十分な保安施設を施した後、本工事に着手する。
- ・ 工事箇所、車両出入口、立入禁止等を周囲に知らせるため工事標識、看板類を一般交通の支障にならないように設置する。
- ・ 工事標識の設置は、一般通行者及び一般車両の見易いように工事起点側と工事終点側、または必要に応じて工事区間に案内看板及び工事中標示看板を通行に支障にならない所に設置する。
- ・ 標識及び防護施設等の配置については、仮設備計画で監督員と協議し決定する。
- ・ 工事施工上危険と思われる箇所には、仮防護柵や危険防止施設予告板等の設置を行う。
- ・ 事前に各交通規制時における保安施設計画を監督員と協議し、所轄警察署に道路使用許可申請を行い、許可後、許可条件及び指導等を踏まえ保安施設を完備し工事に着手する。
- ・ 保安施設設置にあたっては、工事標識・保安柵・注意灯・予告標識等を設置する。
- ・ 片側交互通行の交通規制の実施が生じる場合、保安施設の配置には十分注意を払い、規制開始、終了位置については通行車両が円滑に走行できるよう設置する。

# 土工全般

## I 床 掘

### 1) 機械掘削

- ・ 主要な掘削はバックホー（0.40m<sup>3</sup>）を使用して行います。
- ・ 掘削はドライの状態で行い、湧水等がある場合は水中ポンプで排水しながら作業します。
- ・ 床付付近の掘削については極力機械掘削を行いますが、床付面以下を乱すことの無いように、20～30cm上がりで掘削するようにします。
- ・ また、切土法面についても、余分に掘削せず、切土面は機械で乱すことの無いようにします。

## II 基礎砕石

### 1) ① 基礎打敷均し・転圧

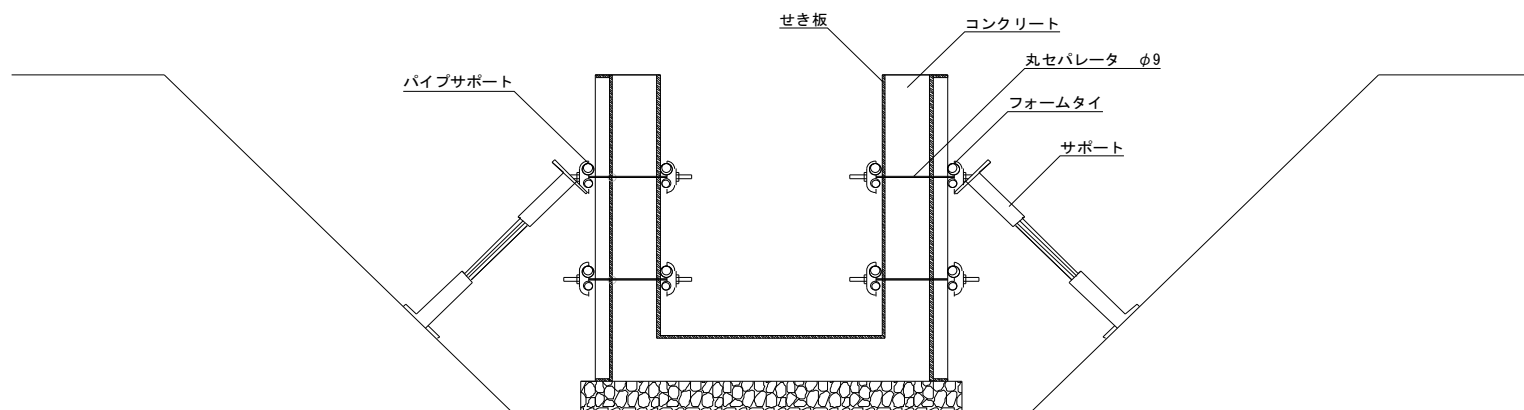
- ・ 基礎砕石材（C40～0）は、購入材をトラックで搬入した後、現場近くに仮置きし、バックホー（山積0.40m<sup>3</sup>）にて所定の位置に小分けして投入する。投入した基礎砕石は所定の厚さになるよう、平滑に敷均しを行います。
- ・ 人力にて敷均しした後、タンパにて転圧を行うとともに、不陸の整正を行います。

## III 型枠工

### 1) 型枠・支保工

- ・ 型枠は耐水合板（t=10mm）を使用し、設計図に基づき形状・寸法が正確に確保され、所定の性能を有するコンクリートが得られるよう堅固に加工・組み立てる。
- ・ 型枠は容易に組立て及び取外しができ、せき板の継目はなるべく部材軸に直角または水平としモルタルの漏れないような構造とする。
- ・ 型枠締付けは丸セパレータ（φ9）とフォームタイとで堅固に行うが、フォームタイは強く締めすぎないように注意する。
- ・ 組立て時、型枠の内面に剥離剤を均一に塗布する。その際剥離剤が鉄筋に付着しないよう十分注意して施工する。
- ・ 組立て終了後、天端の通り・壁面の垂直度等の確認・修正を行い、パイプサポート・セーフティーチェーン等を用いて十分に固定する。
- ・ 型枠支保工は、コンクリートの荷重・打設時の衝撃荷重によって沈下倒壊しないよう、十分な強度と安全を有するものとする。
- ・ 支保工の基礎部分は、過度の沈下や不等沈下等が生じないように施す。
- ・ 埋戻し後、コンクリートの表面が地表に露出する部分及び埋戻し等によりコンクリートの角が欠ける恐れのある部分にはコンクリートの面取りのために面木を取り付ける。
- ・ 目地材・止水板は敷設時の損傷を避けるため、余分な荷重を掛けないよう慎重に取り扱う。
- ・ 型枠は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受ける物に必要な強度に達するまで、そのまま存置する。
- ・ 型枠作業は作業主任者を選定し、常駐させて作業を行う。

## 型枠工



### 2) 型枠脱型

- ・ 型枠の脱型に際し、打設当初に採取した供試体（現場と同様な養生）の圧縮強度試験を行い、脱型に必要な強度に達していることを確認してから脱型を行う。
- ・ 型枠取外し後、締付け材等により生じたコンクリート面の穴は本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタルで隙間のないように補修する。

## Ⅳ 目地材設置

### 1) 材料

- ・ コンクリートの伸縮接合部分には目地材（瀝青材料  $t = 10\text{mm}$ ）を設置します。
- ・ 地材の取り付けは、コンクリートが目地部の空隙に入り込むことの無いよう、隙間無く行います。  
また、コンクリート打設時に移動したり剥離することが無いように、接着剤を使用して十分に固定するとともに、既設コンクリート面に凹凸を形成するものを巻き込まないように施工します。

## Ⅴ コンクリート工

### 1) 材料

- ・ コンクリートはJIS表示許可工場のレディーミクストコンクリートを使用する。
- ・ 工場の選定に際して現場までの運搬時間・コンクリートの製造能力・品質管理状況を考慮して決定する。
- ・ レディーミクストコンクリートの配合については、あらかじめ配合報告書を提出して監督員の承諾を得るものとする。

### 2) 運搬

- ・ 運搬車はコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起さずに、容易且つ完全に排出できるアジテータトラックを使用する。
- ・ 現場への材料搬入時は出入口に誘導員を配置する。

### 3) 打設準備

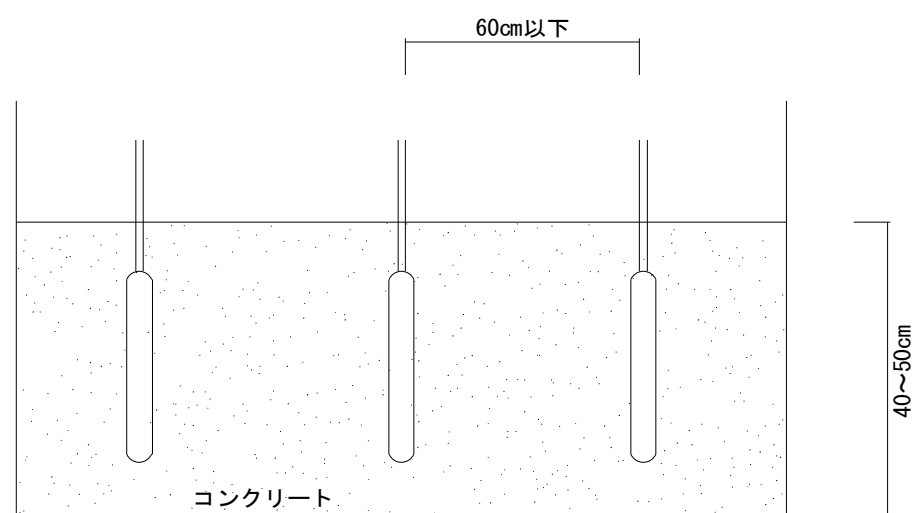


- ・ コンクリート打設前に、型枠等が設計図の通り正しく配置されているか再度確認を行う。
- ・ 打設前に打込み設備・型枠内及び鉄筋等を清掃し、コンクリート内に雑物等が混入するのを防ぐ。
- ・ コンクリートと接して吸水する恐れのある部分は、散水等によりあらかじめ湿らせておく。
- ・ コンクリートの打設前には型枠内の清掃を行い、木くず等の雑物を除去する。

#### 4) コンクリート打設

- ・ 小段部コンクリートの打設はコンクリートポンプ車を使用して打設を行う。
- ・ 練混ぜてから打ち終わるまでの時間は外気温が25℃を超える時で1.5時間、25℃以下の時で2時間を超えないようにすみやかに打設を行う。
- ・ その他のコンクリート打設時、縦シュート、ポンプ配管、バケット、ホップ等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下に保つ。
- ・ コンクリートはすみやかに運搬し、品質管理試験を行って確認した後、直ちに打設し高周波バイブレータにてコンクリートが型枠の隅々まで行き渡るようにする。
- ・ コンクリートの締め固めは高周波バイブレータを使用し、枠の隅々まで行き渡るように行うが、バイブレータによる横流しをしないように注意する。
- ・ 高周波バイブレータをコンクリート中に差し込む際、できるだけ垂直になるようにし、引き抜く時にコンクリート内の望ましくないエアを除去して、ジャンカ等が生じないようにする。
- ・ コンクリート打設時に材料の分離が起こらないよう十分に注意し、コンクリートを型枠内で横移動させたり、型枠を乱さないよう施工を行う。
- ・ 一区画のコンクリートは、打設が完了するまで連続して行い、その表面が一区画内で水平になるよう施工を行う。
- ・ 上層のコンクリート打設は、コールドジョイントの発生に注意して下層コンクリートが固まる前に行い、上層と下層が一体になるよう入念に施工を行う。
- ・ 打設中に表面にブリーディング水が発生した場合は、これを取り除いてから施工を行う。
- ・ 側壁等のコンクリートは、1層の打込み厚は40cm程度以下になるように、なるべく水平になるように打ち込み、コールドジョイントの発生に注意して下層のコンクリートが固まり始める前に、上層と下層が一体となるように高周波バイブレータで締め固めながら、打ち上げるものとする。

内部振動機の使い



5) コンクリート表面仕上げ

- ・ 底版・天端均しは、まず木ゴテで粗仕上げをした後、表面ににじみ出た浮遊水（ブリーディング）を処理してから金ゴテで本仕上げを行う。
- ・ コンクリートの打継ぎ目は表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、雑物等を除去・清掃してから次のコンクリートを打ち込むこととする。

6) 養生

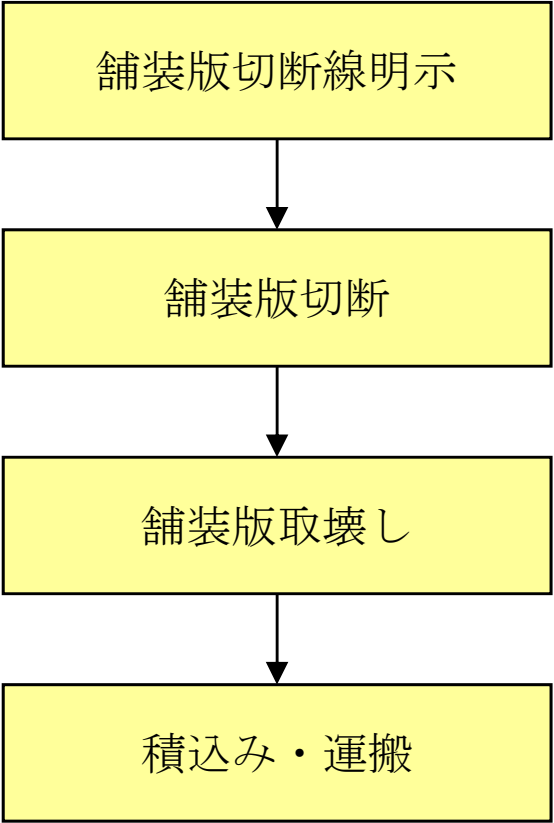
- ・ 打設終了後、養生期間終了まで硬化に適した温度と湿度を保つために、露出面を養生マットで被覆しこれに散水し、湛水させ型枠全体にも水分・湿度が行き渡るよう施工を行う。
- ・ 型枠解体後も露出面はマットで被覆し、湿潤状態を保つようにする。
- ・ 養生期間は下表を目安とするが、天候・気温等を考慮し必要に応じて養生期間を延長する。

| 【 コンクリートの養生期間 】 |              |              |
|-----------------|--------------|--------------|
| 高炉セメントB種        | 普通ポルトランドセメント | 早強ポルトランドセメント |
| 7日以上            | 5日以上         | 3日以上         |



構造物撤去工（舗装版取壊し）

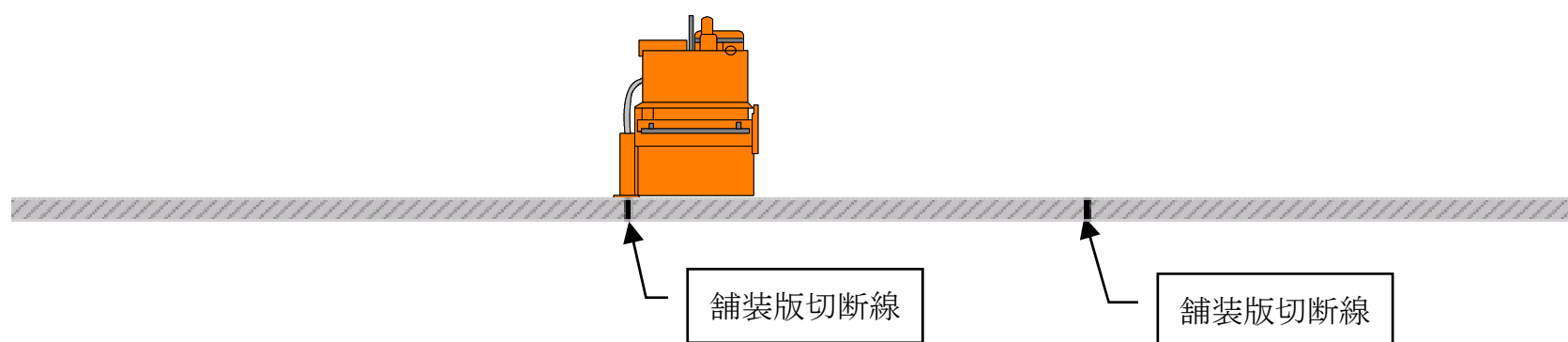
【施工フロー】



## 施工手順

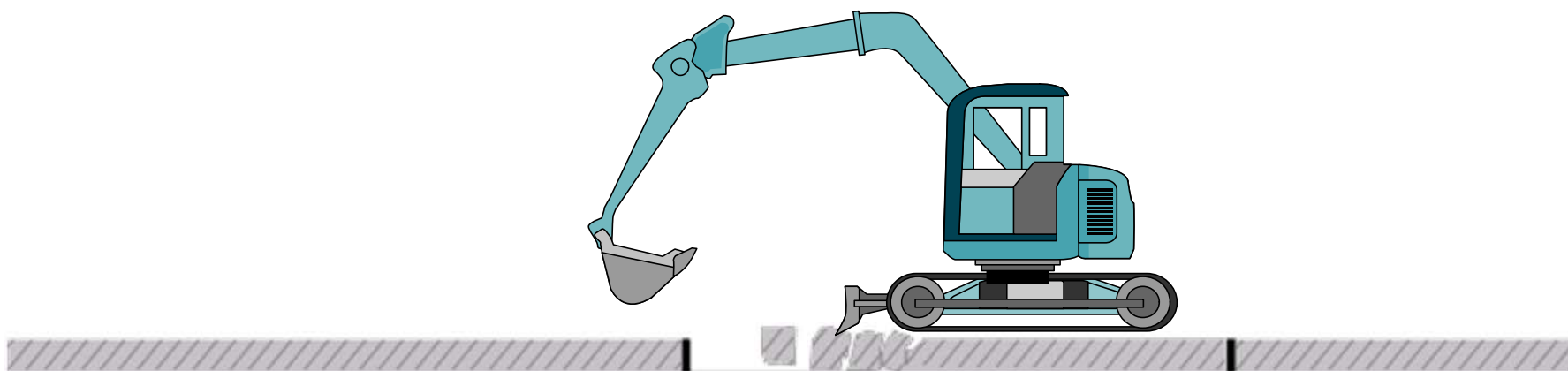
### 1) 舗装版切断

- ・ 舗装版取壊し前に所定の箇所を切断し、既設舗装版を傷めないようにする。
- ・ 舗装版切断は、過切のないようにあらかじめ測量して路線芯より必要な幅に印を付け切断線を明示しておき、切断線に従い舗装カッターで行う。



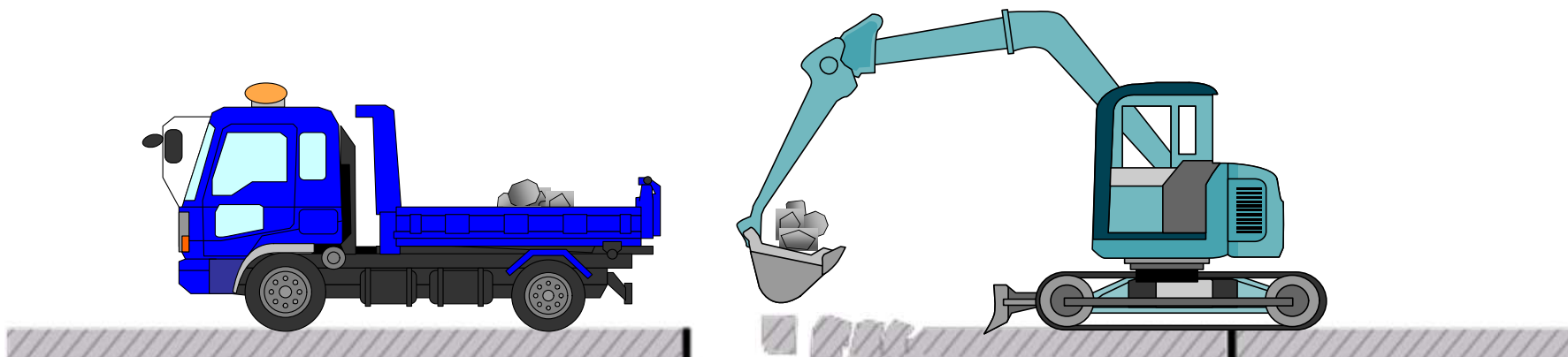
### 2) 舗装版取壊し

- ・ 舗装版の取壊しは0.10m<sup>3</sup>級バックホウ（ブレイカー付き）で行う。
- ・ ブレイカーにて取壊しの際、粉碎したアスファルト塊の飛散が考えられるため、周囲に人がいないことを常に確認しながら作業を行う。



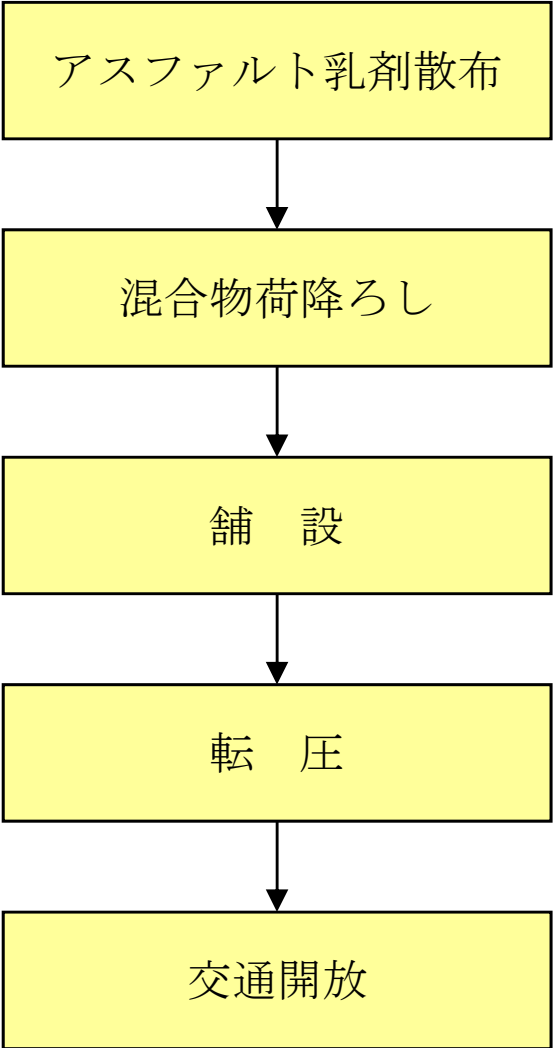
### 3) 積込み・運搬

- ・ 破碎したアスファルト塊の積込みは0.10m<sup>3</sup>級バックホウを使用し、2tダンプトラックに積み込み、産業廃棄物として指定の中間処理施設に運搬処理する。
- ・ 産業廃棄物処理にあたっては、処理前に中間処理・最終施設業者及び収集運搬業者と『建設廃棄物処理委託契約書』を取り交わし、その後に産廃処理にあたる。
- ・ 過積載は絶対に行わないように重機オペレータ及びダンプトラック運転手に周知徹底させる。
- ・ ダンプトラックの現場内走行は最徐行及び一般道走行時は、法定速度厳守を徹底させる。
- ・ ダンプトラック出入口には看板を設置し、交通誘導員を配置して交通事故防止と円滑な交通の流れを確保するように努める。



舗装工（人力）

【施工フロー】



## 施工手順

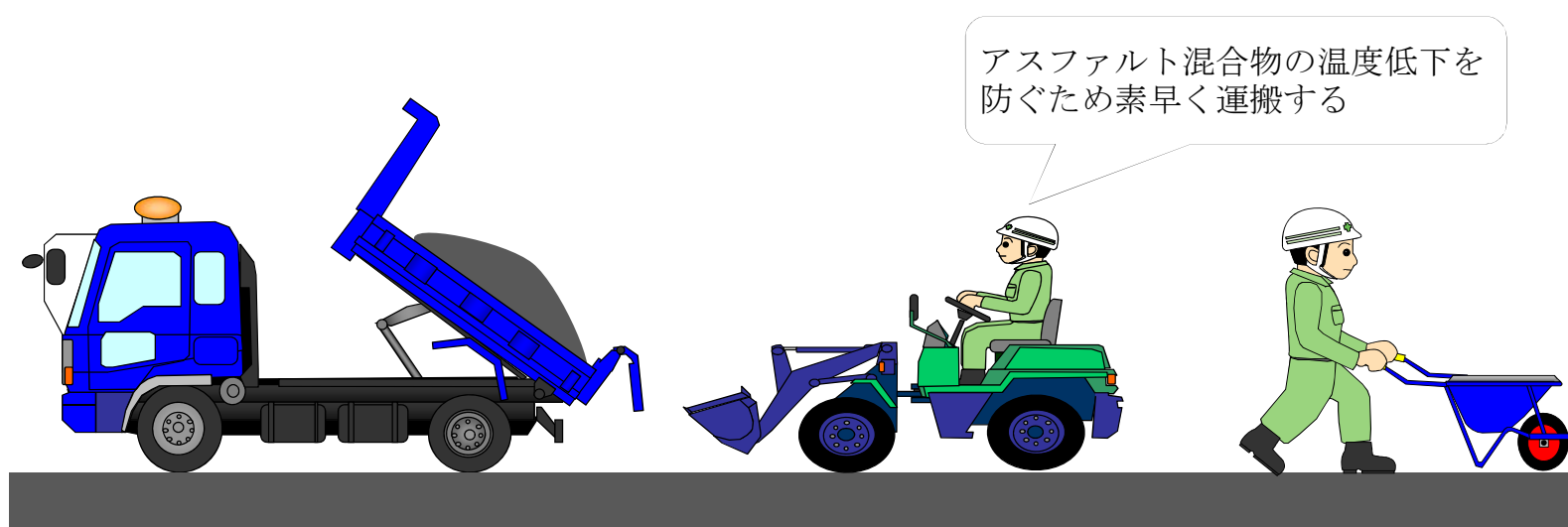
### 1) アスファルト乳剤散布

- ・プライムコートに使用するアスファルト乳剤はPK-3、タックコートに使用する乳剤はPK-4を使用する。
- ・アスファルト乳剤の散布はハンドスプレーヤーを使用する。その際、風向き等を考慮し飛散防止する。
- ・ジョイント部、端部、剥離等は、デッキブラシを使用し人力で塗布する。



### 2) 荷降ろし

- ・アスファルト混合物の出荷は㈱大成ロテックより行う。
- ・運搬車両は、小型車両（2tダンプ）にて運搬し、施工時間超過による温度低下を防止する。
- ・運搬車両の荷台は清掃し、付着防止に油脂を噴霧する場合は最低限度とする。
- ・現場到着後、荷降ろしはタイヤショベル、及び人力（一輪車使用）で行う。
- ・現場内での運搬距離は短くし、運搬は手早く行う。
- ・荷降ろしは、混合物が均一となるように行う。



### 3) 舗設

- ・ 混合物の温度が低下しやすいため連続作業にて行う。
- ・ スコップマンは、レーキマンが敷きやすくなるように、均一に混合物を置く。
- ・ 混合物を置く時は投げ込まず、スコップを裏返す形で混合物を置く。
- ・ レーキマンは均一で平坦な仕上げになるよう敷き均す。
- ・ 施工厚、混合物の種類、温度等により余盛りを行う。



### 4) 転圧

- ・ 転圧前に、表面をよく点検し、勾配・平坦性・粒度の均一等を確認する。
- ・ 転圧は3tタンデムローラ及び振動ローラを使用する。
- ・ 各混合物基準温度は、施工日の気温、風速等の気象条件等を考慮し、温度低下速度の早い時は、転圧開始の温度を高めに設定する等を行い、締固め度の確保をする。
- ・ 転圧は、舗設速度に合わせ距離を開けず初転圧を行う。
- ・ 隅角部や端部は加熱したタンパを使用して転圧する。



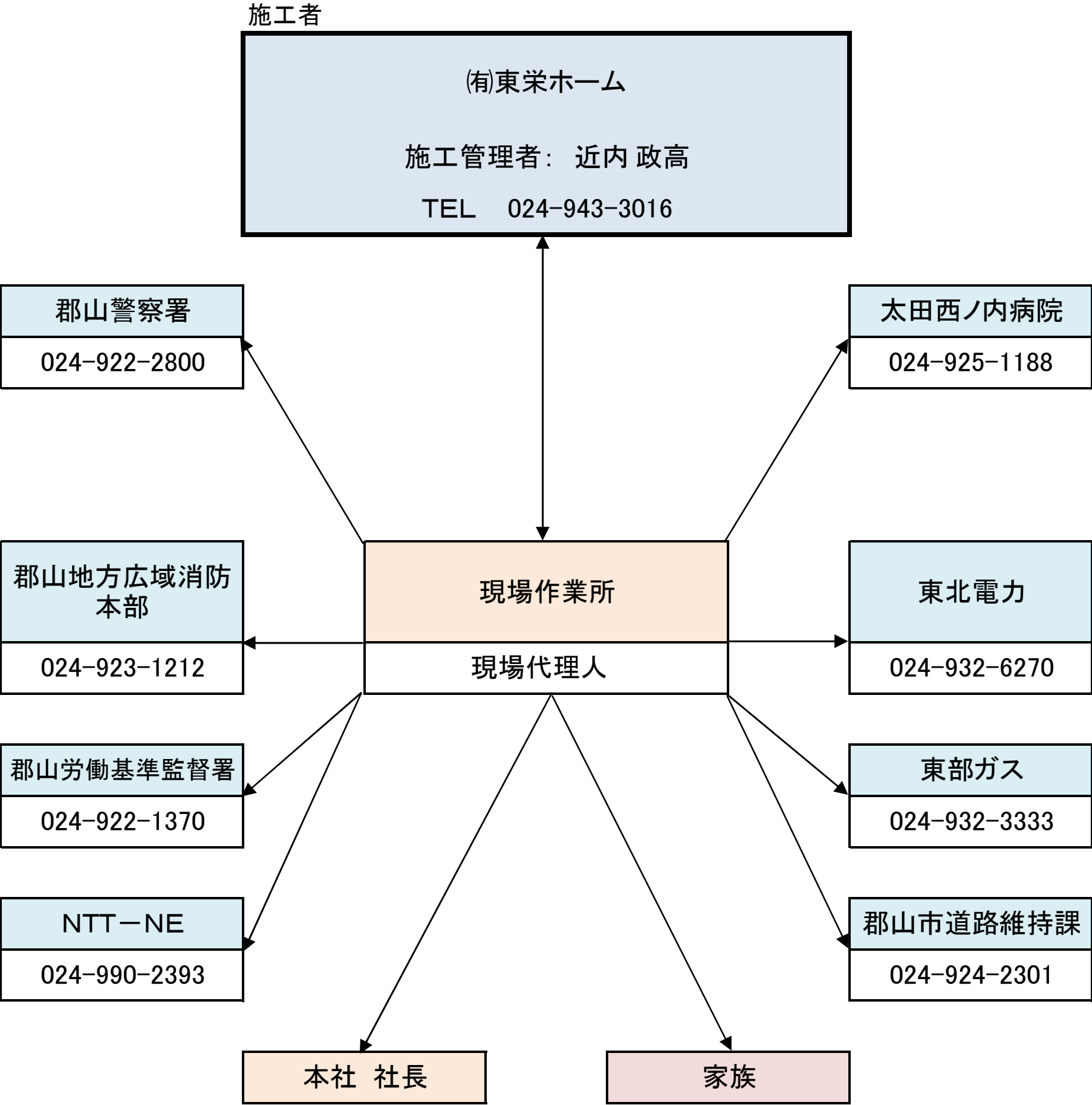
### 5) 交通開放

- ・ 表面が手で触れる程度（50℃以下）になったら、交通開放を行う。

## 8. 緊急時の体制及び対応



緊急時の体制及び対応



《 休 日 ・ 夜 間 ・ 緊 急 時 連 絡 先 》

|                |                  |
|----------------|------------------|
| (有)東栄ホーム       | 024-943-3016     |
| 施工管理者<br>近内 政高 | 携帯 090-3642-9830 |

# 緊急時の体制及び対応

## 事故発生時の対応

事故防止には全工事関係者一丸となり安全管理に努める。しかし予期せぬ事故、災害が発生した場合には下記に示す事項について、全工事関係者への周知徹底をはかり、異常事態の早期の修復、又二次災害を防止するよう措置する。

- ① 事故による被災者の有無を確認し、被災者がいる場合にはその救出を第一とする。
- ② 二次災害の発生が予想される場合には、その防止の為の緊急措置をとる。
- ③ 第一発見者は上記の措置を実施するとともに、事故発生時の連絡系統図にあるとおり、現場担当者もしくは現場事務所への事故発生 の報告、連絡を速やかに行う。
- ④ 事故発生 の報告、連絡を受けた現場代理人は直ちに、下表に示す事故対策担当者の役割により各部門の早急な対応を指示するとともに、消防署、警察署及び発注者等への第一報を発信する。
- ⑤ 現場代理人は事故発生現場における安全確保が確認され次第、事故原因の調査を実施し更に正確な情報を各関係機関に報告、連絡するとともに再発防止の検討を行う。



## 9. 交通管理

## 11. 交通安全実施事項

### 1) 目的遂行のための実施事項

- ① 運転者名簿の作成（連絡者、通勤車両、作業車両）とその保管。
- ② パトロールの実施。
- ③ シートベルト着用の徹底。

### 2) 全職員・全作業員の周知徹底項目

- ① 過積載の防止。
- ② 過労運転の防止。
- ③ 交通法規の遵守。
- ④ 夕暮れ時のスピードダウンと早め点灯。

### 3) 土砂運搬時の災害防止対策

- ① 交通安全法令に定められている事項は必ず守る。また、道路交通法道路法等の法規を厳守する。
- ② 土砂運搬時は、歩行者保護、一般車両との事故防止等を目的として、交通整理員を配置する。交通整理員は訓練された者を配置し交通事故が起こらないように努める。
- ③ ダンプトラックの運行経路を決定し、十分な安全運転を実施させる。
- ④ ダンプトラックの土砂飛散防止処置を実行させる。
- ⑤ ダンプトラックの出入口等危険が予測される場所には、専任の交通誘導員を配置して第三者への安全に万全を期す。
- ⑥ 誘導員はわかりやすい服装で、笛・旗（夜間は合図灯等）等を用いる。
- ⑦ 後進運転は、原則として誘導員の合図により行う。誘導員は運転手が車から身体を乗り出さなくても見通しがきく安全な場所で誘導する。
- ⑧ 公共の道路等の出入口では必ず一旦停止を行い、左右の安全確認を徹底させる。
- ⑨ 現場担当者、重機械運転手及びダンプトラックの運転手には、過積載の禁止の指導を重点項目として徹底させる。

### 1. 運搬・運行時の危険予防措置

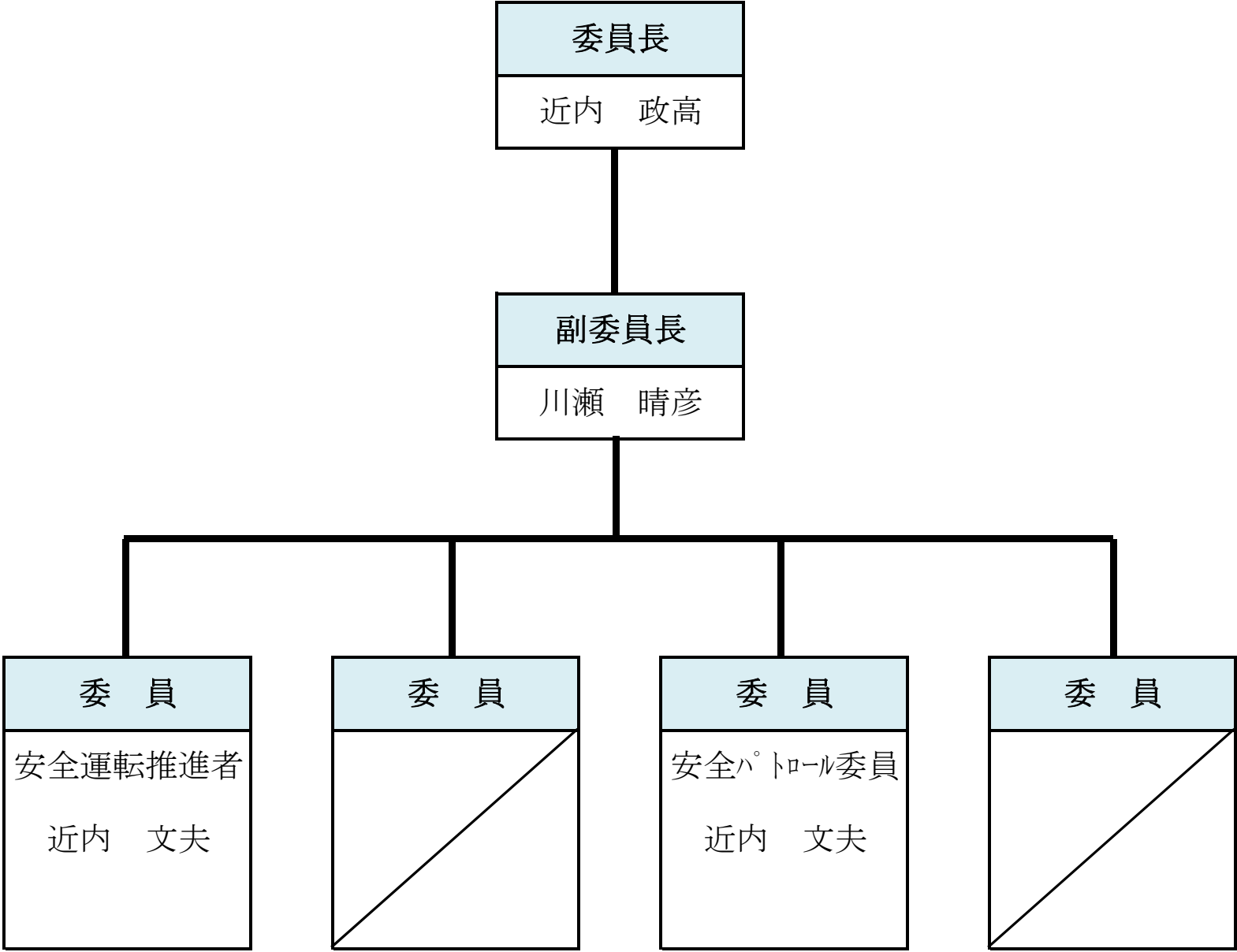
- 1) 日、時間等の連絡調整を密にして、一般道路への駐車・停車をなくし、第三者への迷惑を防止する。
- 2) 運転手の教育や指導を強化し、車両事故防止を図る。
- 3) 積荷の固定を確実に言い、落下事故を防止する。

### 2. 場内運行の危険予防措置

- 1) 場内での車両制限速度は20km/h以下とする。
- 2) 出入口では誘導員の指示に従い、合図の確認と第三者の安全確認を行う。
- 3) 運転手は車両より離れる時は、必ずキーを抜き取りブレーキ状態の確認をする。
- 4) 場内においても誘導員の指示に従い、単独行動はしない。

# 作業所交通安全委員会

当作業所では、交通事故を起さないために計画を立て《交通災害０！》を目指して全職員・全作業員に周知徹底させる。



当委員会では、目的達成のために次の事項を実施する。

- ① 運転者名簿の作成（連絡者、通勤車両、作業車両）とその保管。
- ② パトロールの実施。
- ③ シートベルト着用の徹底。

また、当委員会では次の項目について全職員、全作業員に周知徹底させる。

- ① 過積載の防止。
- ② 過労運転の防止。
- ③ 交通法規の遵守。
- ④ 夕暮れ時のスピードダウンと早め点灯。

## 10. 環境対策

# 環境対策

## 1 共通項目

工事着手前に発注者及び関係担当部署と打合せを行い、事故及び公害防止を図り工事を円滑に進める。

工事着手前及び施工中、自主的に点検を行い公害及び第三者の事故防止に努める。

## 2 自然環境に対して

空きカン・空きビン・残材等のゴミは、燃えるもの・燃えないもの等に区別して産業廃棄物処理場へ運搬して処分する。

喫煙場所を指定し、吸殻入れと消火器を設置する。 また、現場内での焚火禁止の徹底を図る。

場内の整理整頓に努め、ゴミ箱等を設置し場内で発生するゴミの散乱を防ぐ。

## 3 近隣住民に対して

必要に応じて、バリケード・ロープ等により柵を設け、第三者の立入りを禁止する。

現場事務所・休憩所・仮設トイレは、整理整頓及び清潔さを心掛け、周辺住民に不快感を与えないよう努める。

現場に出入りする運搬車両等が、公道を著しく汚した場合は直ちに清掃する。

## 4 騒音・振動対策

工事施工中は、重機その他の車両による騒音、振動を極力抑えるよう努める。

バックホウを用いて、掘削、押土を行う場合には、無理な負荷をかけないようにし、後進時の高速走行は避ける。

## 5 防塵対策

土砂運搬時において、粉塵が飛散する恐れがある場合は、シート等で養生し、飛散防止に努める。

資材搬入等の工事作業所出入口及び運搬経路は、土埃等の発生源となるため道路清掃を行い、周辺住民に対し粉塵等の被害が出ないようにする。